

令和2年度アートを活用して外国人誘客と地域間の周遊につなげる事業支援業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

別添「令和2年度アートを活用して外国人誘客と地域間の周遊につなげる事業支援業務仕様書
(以下「仕様書」という。)」のとおり。

(2) 業務名

令和2年度アートを活用して外国人誘客と地域間の周遊につなげる事業支援業務

(3) 業務内容

別添仕様書のとおり。

ただし、契約時における仕様は、受託候補者として選定された者の企画提案内容により変更
することがあります。

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和3年2月28日まで

2. 事業に要する費用（事業費限度額）

9,650,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

- ・なお、参考見積書の金額が、事業に要する費用（事業費限度額）を超過した場合は失格とします。
- ・内訳は弘前市4,825,000円以内、十和田市4,825,000円以内とし、受託候補者と両市がそれぞれ契約することとなります。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければなりません。ただし、複数者による共同提案の場合も同様とします。

- (1) 本業務の公示日から候補者特定の日までの期間において、弘前市建設業者等指名停止要領及び十和田市建設業者指名停止要綱による指名停止措置を受けていないこと。弘前市競争入札参加資格者名簿及び十和田市入札参加有資格者名簿に登録していない場合、弘前市建設業者等指名停止要領及び十和田市建設業者指名停止要綱に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

と。

- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (6) 第一種旅行業の登録をうけていること。
 - (7) 本業務の実施にあたり、当市及び十和田市との連絡調整、打合せ等に適切かつ迅速に対応できる
- こと。

4. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和2年4月3日（金）午後4時まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。また、提出時に
は、別途、電話によりメールの受信確認を行うこと。
提出先メールアドレス：kokusai-kankou@city.hirosaki.lg.jp（弘前市国際広域観光課 赤石）
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日：令和2年4月8日（水）
- (4) 回答方法：弘前市ホームページに掲載

5. 参加意思表明書の作成及び提出

- (1) 提出書類：各1部
 - ①参加意思表明書（様式2）
 - ②第一種旅行業登録の写し
 - ③総合旅行業務取扱管理者証の写し（少なくとも一名分）
 - ④登記簿謄本又は履歴（現在）事項全部証明書
 - ⑤財務諸表等の写し
 - ⑥直近年度の国税（法人税と消費税及び地方消費税）、弘前市・十和田市の市税（法人住民税と固定資産税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）（発行日から3ヶ月以内）を各1部
ずつ提出すること。
※納税証明書（未納がないことが確認できるもの）は2市のうち課税されている自治体分のみを
提出すること
※注意事項
 - ・令和2年度弘前市競争入札参加資格者名簿又は十和田市入札参加有資格者名簿に登録されてい
る者は、提出書類④～⑥を省略することができます。
- (2) 提出期限
令和2年4月15日（水）午後4時まで
- (3) 提出方法
持参又は郵送により提出してください。
持参の場合の受付時間は午前9時から午後4時までとします。（土曜、日曜日及び祝日を除く。）
なお、郵送で提出する場合は受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によるもの

とし、提出期限内に必着とします。

(4) 提出先

弘前市上白銀町1-1 弘前市役所国際広域観光課

(5) 参加資格の通知

参加資格審査の結果は、参加表明者にファクスで通知します。

6. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

①業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式3）・原本1部

②実施体制各種調書及び企画提案書等・原本1部、副本8部。原本1部は会社名を記名したものとし、副本8部は会社名が推測できないように作成すること。

ア 会社概要（様式4）

イ 業務実績調書（様式5）

※類似事業を企画運営した実績及び制作実績についてその企画内容や成果物等が分かる資料を添付すること。

※実績は必須としていないが、他自治体との実績を業者選定にあたっての評価項目の1つとするため。

ウ 業務責任者の経歴及び実績等調書（様式6）

※実績は必須としていないが、他自治体との実績を業者選定にあたっての評価項目の1つとするため。

エ 再委託調書（様式7）

※再委託する場合のみ。

オ 企画提案書（任意様式）

別紙「アートを活用して外国人誘客と地域間の周遊につなげる事業に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」参照

(2) 提出期限等

①提出期限：令和2年4月28日（火）正午まで（必着）

②提出場所：弘前市役所 前川新館5階 国際広域観光課

③提出方法：持参又は郵送により提出してください。

持参の場合の受付時間は午前9時から午後4時までとします。（土曜、日曜日及び祝日を除く。）なお、郵送等で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によるものとし、提出期限内に必着とします。

④提出先

提案書については、原本1部と副本8部としますが、うち原本1部と副本4部を弘前市観光部国際

広域観光課に、副本4部を十和田市商工観光部商工観光課に送付してください。

- ・弘前市提出先：弘前市上白銀町1-1 弘前市役所国際広域観光課
- ・十和田市提出先：十和田市西十二番町6-1 十和田市商工観光課

⑤提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

7. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

実施日：令和2年5月8日（金）

場所：弘前市役所 市民防災館3階 防災会議室（弘前市大字上白銀町1-1）

（1）審査（書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）

- ・提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を評価基準（別紙）に基づいて審査するとともに、プレゼンテーション及びヒアリング審査（以下「プレゼンテーション審査等」という。）を実施します。
- ・審査は、弘前市及び十和田市の2市から構成される審査委員会により行います。
- ・また、プレゼンテーション審査等は、参加意思表明書の受付順に実施します。
- ・提案者が一者の場合についてもプレゼンテーション審査等を実施します。その場合、基準点を満たす場合のみ、当該提案者を契約候補者とします。
- ・審査の結果、最高点を取得した提案者が2者以上ある場合は、参考見積金額が低い者を契約候補者とし、さらに同額の場合は抽選で決定します。

（2）審査結果の通知

- ・審査結果を電子メールにより通知します。
- ・また、候補者にならなかった提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に担当課へ説明を求めることができます。

（3）実施方法

- ・プレゼンテーションでの説明時間は1者あたり20分以内、参加者は2名までとします。
- ・プレゼンテーション当日の追加資料の配布は認めません。
- ・パソコン、スクリーン等の機材は必要に応じて準備します。

8. 評価基準及び配点

評価基準及び配点については、別紙「評価基準」のとおり。

9. 契約

- ・受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。
- ・なお、本公募型プロポーザルは、東北観光復興対策交付金の交付が決定した場合には、本公募型プロ

ポーザルにより選定した事業者と令和2年度に契約を行うこととします。ただし、東北観光復興対策交付金が採択されなかった場合は、本公募型プロポーザルは提案にとどまり契約を行うことはできないため、十分にご留意のうえ応募してください。

10. 日程

・公示	令和2年3月19日（木）
・質問受付締切	令和2年4月3日（金）午後4時まで
・質問回答	令和2年4月8日（水）
・参加意思表明書の受付締切	令和2年4月15日（水）
・企画提案書等受付締切	令和2年4月28日（火）正午まで
・審査	令和2年5月8日（金）予定
・結果通知	令和2年5月8日（金）予定
・契約締結	令和2年5月中旬 予定
・業務開始	令和2年5月中旬 予定

11. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が業務に要する費用を超過した場合

12. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を失格とともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) プロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めた場合、既に公告若しくは通知した事項の変更又は当該プロポーザルを延期若しくは中止することがあります。この場合において、参加者が損害を受けることがあっても賠償責任を負わないものとします。
- (6) 企画提案書等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとします。
 - ・企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。

- ・プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものとします。
- ・提案者から提出された企画提案書等について、弘前市情報公開条例（平成18年弘前市条例第19号）の規定による請求があったときは、当該企画提案書等を作成した者に対し、意見書を提出する機会を与えるものとします。なお、本プロポーザルの候補者特定前において、決定に影響が生じるおそれがある情報については決定後の開示とします。

1 3. 担当部署（問い合わせ・提出先）

（1）問い合わせ先

弘前市観光部国際広域観光課 担当 高屋、赤石

電話：0172-40-7017（直通）

メールアドレス：okusai-kankou@city.hirosaki.lg.jp